

アルバイトやパートで働く被扶養者の皆さん 月々の収入は認定基準内ですか？

アルバイトやパート等の給与収入がある方の被扶養者資格は、年間収入の基準(130万円未満)だけでなく、連続した3カ月の収入月額で判定します。

月々の収入が3ヵ月連続で108,334円(130万円÷12ヵ月)以上となった場合は、その3ヵ月の最初の月から取消となり、3ヵ月の平均額が108,334円以上となった場合は、その3ヵ月の翌月(4ヵ月目)から取消となります。

なお、通勤手当等の諸手当や賞与が支給される場合は、その額を月々の収入に加算した額で判定します。

また、3ヵ月の給料額の判定で取消になっても、その後の給料実績が3ヵ月平均し108,334円未満であれば、その3ヵ月の翌月から再認定することができます。

月々の収入額が変動する方は特にご注意ください。



【被扶養者資格の取消例】

稼働月	収入月額 (諸手当・賞与含む)	被扶養者資格
1月	80,000円	
2月	110,000円	《2月1日取消》
3月	120,000円	
4月	110,000円	↑ 連続で108,334円以上
5月	100,000円	
6月	120,000円	
7月	110,000円	
8月	120,000円	
9月	110,000円	平均で108,334円未満
10月	100,000円	
11月	110,000円	↓ 《12月1日再認定可能》
12月	100,000円	
合計	1,290,000円	

【上記の例で2月の収入が100,000円だった場合の取消例】

稼働月	収入月額 (諸手当・賞与含む)	被扶養者資格
1月	80,000円	
2月	100,000円	平均で108,334円以上
3月	120,000円	
4月	110,000円	↓ 《5月1日取消》
5月	100,000円	
6月	120,000円	
12月	100,000円	
合計	1,280,000円	

- 賞与がある場合は、次の①と②の両方の結果が認定基準額を超えたときに取消となります。
 - ① 賞与の額を支給対象月の月数で除算して、支給対象月に加算する。
 - ② 賞与が支給された月に一括加算する。
- 大学・専門学校等(通信制・定時制は除きます。)に在学中の方は、3ヵ月連続で認定基準額を超えた場合のみ取消となります。
- 障害年金受給者または60歳以上で公的年金を受給しながらアルバイト等でお勤めの方は、年金月額(年金年額÷12ヵ月)と収入月額等を合算した額が3ヵ月連続または3ヵ月平均で15万円(180万円÷12ヵ月)以上になる場合、取消となります。